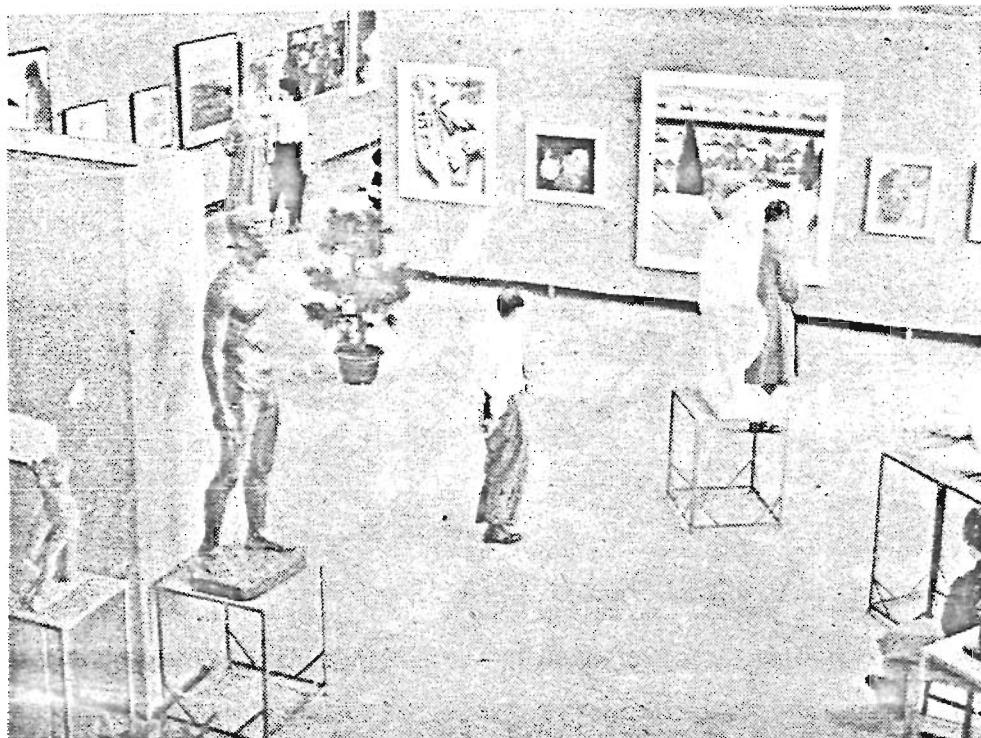


## 第三回 豊島区美術展

誰もかが云う東洋のモンパルナス豊島と！  
芸術の香り高く文化豊島の粹を集めた美術展が振興会館、豊島区議会議場を会場にひらかれた。



昭和31年6月15日  
第80号  
発行所  
豊島区役所  
編集兼发行人  
自治支援課  
電話池袋(97)1101~5  
印 刷 所  
晋羽印刷株式会社

明るい政治はみなさんの一票で

## 参議院議員選舉近づく

もうもなく投票しましょ

### 参議院議員選舉近づく

来る七月八日参議院議員選舉常選挙が行われます。

この選挙は去る六月三日任期満了となつた全国選出議員五十名と、同補欠二名、地方選出議員七十五名（内東京都では東京都選出議員四名）の選挙を同時に行います。

国会は衆議院と参議院より成立し、参議院は衆議院の行き過ぎ等を是正する重要な役割を持つておりますが、從来とから他の選挙に比べ投票率が低く国民の関心が薄いようにみうけられます。

参議院の重要性を再認識されようお願いいたします。  
この選挙には昨年九月十五日現在で調整した基本選挙人名簿と、本年六月十八日現在で調整する補充選挙人名簿が使用されます。この補充選挙人名簿はつきにまち調整されます。

#### 申請登録方法

申請登録制をとつておこないますので、登録された方だけが登録され

ます。  
二日まで  
二、登録される資格のある方

新らしく有権者となつた方（昭和十年十二月二十日から同十一年六月十九日までに出生し、本年三月十九日以前から東京都区部（二十三区内）に引続いて居住している方）と、

基本選挙人名簿の脱落の方

六、從選場所  
選挙管理委員会

投票所入場券は六月十四日から六月二十日頃までにお手許にお届けする予定になつておりますから、投票所入場券がそれまでに届かない方は申請間中に所属の出張所又は選挙管理委員会に申し出て下さい。

選挙人名簿に登録されない方は投票することはできません。

一人の脱落者もない補充選挙人名簿を調整するためには皆様のご協力による申請がなければできません。ご協力をよろしくお願いいたします。

このたび参議院議員通常選挙の重要性を認識し、進んで投票を行うよう「みんな投票運動」を強力に推進して、公明選挙の実を挙げることを目的として本区に「みんな投票運動推進委員会」を設置いたしました。「みんな投票運動」にご協力をよろしくお願いします。

#### 申請期間

六月十九日から六月二十一日まで

#### 申請場所

豊島区選挙管理委員会（豊島振興会館内）と各開張所、ただし出張所

では執務時間中だけ受け付けますが選挙管理委員会では申請期間中は午前八時三十分から午後五時まで（土曜日のみ午前八時三十分から午後四時まで）、日曜日は午前九時から午後五時まで（土曜日を含む）受付をいたします。



## 技術の向上、職場への進出に

### 成人職業学校開講

本区では区民みんなの要望により本年も成人職業学校を開講し、その受付が去る四日より九日に亘り行われました。申込者は各科共定員を超える盛況で、区民みんなが新しい職場への進出を図る意欲が旺盛であることが、窓口知られました。

1、開講期間 六月十二日より七月二十七日まで七週間(毎週「月水金」と「火木土」の三日あて開講)

2、授業時間 一科目四〇時間(一日二時間午後六時より八時まで、但し「自動車運転科」のみ五時間)

3、授業料 一切無料(実習品は各自負担とします)。但し自動車運転科のみ本人負担(半額)があります。

4、修了式 七月三十日午後六時豊島振興会館で行なわれます。

5、特典 本校修了生には修了証書を授与し、就職希望者に職業安定所において求職票に技術修得事項を記載し、就職に努力いたします。

して随時受講できます。

3、授業料 一切無料(実習品は各自負担とします)。但し自動車運転科のみ本人負担(半額)があります。

4、修了式 七月三十日午後六時豊島振興会館で行なわれます。

5、特典 本校修了生には修了証書を授与し、就職希望者に職業安定所において求職票に技術修得事項を記載し、就職に努力いたします。

## 新しい衛生モデル地区決定

### 将棋大会

豊島区アマチュア一

本区教育委員会、豊島区棋友会主催による「豊島区アマチュア将棋大会」が左記に

より開催されることになります。多數の御参加を期待いたします。

期を控え、各地区の実状を勘

察して候補地を定め、夫々地

域に於ける衛生の向上に努力して参りました。

結果左記の通り決定を見た

地 第一 西東鶴四の二八四と五〇一

第二 池袋一の九一と一〇一

第三 池袋四の一、三七一と、七八四

第四 雜司谷一の三七一と、三七八

第五 高田南町三の七八一と、七八四

第六 長崎一六八

第七 横浜町青島昌太郎

第八 高松一六八

第九 長崎一三二

第十 高松一三二

第十一 高松一三二

第十二 高松一三二

第十三 高松一三二

第十四 高松一三二

第十五 高松一三二

第十六 高松一三二

第十七 高松一三二

第十八 高松一三二

第十九 高松一三二

第二十 高松一三二

第二十一 高松一三二

第二十二 高松一三二

第二十三 高松一三二

第二十四 高松一三二

第二十五 高松一三二

第二十六 高松一三二

第二十七 高松一三二

第二十八 高松一三二

第二十九 高松一三二

第三十 高松一三二

第三十一 高松一三二

第三十二 高松一三二

第三十三 高松一三二

1、八幡橋完成 本区の橋梁、暗渠、道路の舗装工事は着々と進捗し、この程も次のように工事の完成を見ました。

2、八幡橋完成 長崎一丁目七番地先(立教小学校裏門より鶴下通りに通する道路)の八幡橋は從来木橋で、腐朽甚しい橋でありましたが、この程鉄筋混凝土橋として完成されました。

3、暗渠設置工事完成 要町一丁目地内谷端川支流は永年開渠となつておりましたが、この程内径一・二

## 橋や道路工事

## 次々に完成

1、八幡橋完成 本区の橋梁、暗渠、道路の舗装工事は着々と進捗し、この程も次のように工事の完成を見ました。

2、八幡橋完成 長崎一丁目七番地先(立教小学校裏門より鶴下通りに通する道路)の八幡橋は從来木橋で、腐朽甚しい橋でありましたが、この程鉄筋混凝土橋として完成されました。

3、道路舗装工事完成 高畠小学校前通り面積六、三五六平方米の通学道路、長崎一丁目地内真和中学校横通り面積四、九五七平方メートルの通学道路共この程工事の竣工を見た。

引揚者在外事実調査 去る六月十一日から「引揚者在外事実調査」が行われております。この調査は引揚者の方々が外地に在った時の財産について種々審議する「在外財産審議会」が資料にするために行われるものであります。該当の方は六月三十日までに区役所民生課窓口に用紙がありますから申告をお願いいたします。

## 住宅建設資金

### 貸付が行われております

この資金は、都内に自分が住むために住宅（住宅金融公庫から借りた住宅を除く）を建てるようとする者、又は都から融資を受けなければ、その建設が困難な者にお貸しするものです。

#### 1、申込者の資格

つぎの資格をもつたもので、借りた資金の返済力が確実であると認めた者に限ります。

#### A 個人で自分が住む家を建てる場合は

① 引継き 3 年以上都内に住んでいたければなりません。  
② 都税（特別区民税、市町村民税を含む）三,〇〇〇 円以上を昭和三十年度分完納し、昭和三十一年度分は同額以上課税（微税官公署の課税見込額証明を含みます）されていなければなりません。

③ つぎの 2 に示す資格をもつていて連帯保証人が 2 名なければなりません。

B 団体で貸家を建てる場合は前の A の場合と同じですが、納税額がつぎのとおり変ります。

融資申請一戸のときは

二戸	三戸	四戸
七,〇〇〇	九,〇〇〇	"

C 法人で貸家を建てる場合には、次の通りであります。

① 引継き 3 年以上都内に主たる事務所を置いていないわけではありません。  
② 法人事業税をつぎのように昭和三十年度分完納し、昭和三十一年度分は同額以上課税（微税官公署の課税見込額証明を含みます）されていなければなりません。  
融資申請一戸のときは

二戸	三戸	四戸
五,〇〇〇	六,〇〇〇	"

③ 次の 2 に示す資格をもつていて連帯保証人が 2 名な

ければなりません。

#### 2、保証人の資格はつきのとおりです

① 都内に住んでいなければなりません。

② 都税或は特別区民税（市町村民税）を昭和三十年度分七,〇〇〇 円以上完納しなければなりません。（法人税をもつたものまたは、申込者が法人であるときはその法人の役職員は保証人としての資格を認めません）

#### 3、貸付の範囲

これから新らしく建てる住宅でつぎの要件を備えているものでなければなりません。

① 一戸の居住部分（居室、台所、便所等）の面積が八・五坪以上三〇坪までのものに限ります。

ただし、貸家については四戸までとし、この面積が一戸建の場合は二〇坪までのもの

二戸建以上の場合は一戸について一五坪までのもの

八・五坪以上三〇坪までのものに限ります。

ただし、貸家については四戸までとし、この面積が一戸建の場合は二〇坪までのもの

二戸建以上の場合は一戸について一五坪までのもの

#### 4、申込の制限

今回はつぎの規格のものには貸付いたしません。

① 住宅で各戸に玄関、台所、便所を備えていないもの

② 貸家で併用住宅（店舗付き住宅等）になつているもの

③ 貸間を目的とするもの及びこれに類似していわゆる

④ 修繕、改築（古材使用）及び増築であるもの

ただし

標準建設費（坪当り三万三千円）に融資坪数を掛けた

額の五割以内とします。

#### 5、貸付額

① 融資は居住部分一五坪まで計算いたします。二

② れ以上の部分は全額自己負担になります。

③ 融資坪数の計算で〇・二五坪に足りない端数は切捨てます。

④ 貸付額の最後の計算で、一、二、三、四坪に足りない端数は切捨てます。

#### 6、建築の程度

建築基準法その他建築に関する法令によるほか住宅金融公庫の融資規格に準じます。

#### 7、資金の貸付の時期

二回に分けて融資額の 1/2 を貸し出します。

第一回目は屋根葺及び荒壁が終つて現場検査をしてからです。

第二回目は完成検査がすんで抵当権を設定してからです。

#### 8、貸付に対する条件

① 利率 年六分五厘

② 償還 一〇年間（貸付が終つた翌月より起算して六ヶ月毎から半年毎に元利均等（毎回同じ額）で返済します。

③ 抵当権設定 貸付をした住宅に第一順位の抵当権を

つけます。

④ 火災保険賃貸 融資額以上の火災保険をかけその保険金に質権をつけます。

#### 9、申込提出書類

東京都建築局業務部助成課

#### 10、申込受付の期間

昭和三十一年六月五日から六月十八日まで  
(平日午前九時し午後五時、土曜日午前九時し正午)

#### 11、受付の場所

東京都建築局業務部助成課

#### 12、貸付予定戸数

今後の予定は

#### A 組（自分が住むもの）約八〇〇戸程度の見込

#### B 新（貸家のもの） 約二〇〇 戸

(注) 一人で A と B を申込むときは全部を B として取扱います。

#### 13、貸付予定者の決定

① 申込締切後書類の審査をして適格者が予定戸数以上

であつた場合は組別に抽せんして貸付予定者を決定し

ます。なおこの時補欠若干名も決めます。

② 抽せんは昭和三十一年六月二十八日午前十時から東京都建築局会議室で行う予定です。

#### 14、その他

土地に対する融資はいたしません。